

令和5年度

国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

霧島市

令和5年度 霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度霧島市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年11月28日提出

霧島市長 中重 真一

第1表

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市町村事務処理標準システム導入委託	令和5年度～令和6年度	49,431

令和5年度

国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)に関する説明書

霧 島 市

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
市町村事務処理標準システム導入委託	5年度	49,431		5～6	49,431	45,705			3,726